

平成24年第3回北海道議会定例会 一般質問

年月日 平成24年9月25日(火)
質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 議員

質 問	答 弁
<p>一 道民代表としての知事の政治スタンスについて</p> <p>(一) 政党との距離について</p> <p>最初に、私たち道議会議員は道民の付託を受け、知事が執行する道政のチェック及び道政に対し様々な提言を行うことを責務としております。また道民に代わって知事が行おうとする様々な発意に対し、真意をただすことが道民に対する私たちの義務であり、知事は私たちの質問に真摯に答えることが道政のトップとしての義務であり、このような議会制民主主義における認識を共有していただきまして、お互いに考え方に違いがあるとしても議論がかみ合うようなやりとりを期待して、質問に移らせていただきます。</p> <p>新聞によりますと、知事は今月11日、自民党総裁選の支援要請のため道議会自民党を訪れた町村氏をわざわざ訪ねられ、「もっともっと泥臭くなって、この戦いを何としても勝ち抜いていただきたい。それが日本のためであり、北海道のため」とエールを送ったことが写真入りで報道されました。</p> <p>一般的に、自治体の首長とは、どのような場面で、どなたにお世話になるかもしれないことから全方位で様々な方と等距離でお付き合いするのが、有るべき姿ではないかと思いますが、知事がお考えになる各政党との距離について、そのご本心をお聞きいたします。</p> <p>(二) 日本維新の会への期待について</p> <p>次に知事は、日本維新の会について、「国政を目指す政党のトップが東京以外に常駐していることは、北海道という地方で政治家をやっている立場からすると魅力的。頑張って欲しい」と話され、大きなエールを送られました。</p> <p>維新の会代表の橋下大阪市長は、自ら国政選挙には立候補はせず、予定されている総選挙後には、「重要な問題については議員団が大阪に来て相談せよ、判断は俺が下す」と言っております。</p> <p>自分は判断をしますが、党首討論に出ることもなく、国会における維新の会の責任は、国会議員団に任せ、自分は大阪市長、一自治体の首長という国政に対する責任の外に身を置きながら政治を操ろうという狡猾な戦略を描いていると思われまます。</p> <p>この戦略に魅力を感じられている知事は、現実的にこのような手法が国政において問題なく通用し成功するとお考えなのかお聞きします。</p> <p>(三) 維新八策について</p> <p>さらに「維新の会は関西で相当インパクトがあると聞く。全国的にも何かやってくれるんじゃないかと期待感が高まっている」と知事自身の思いを話されました。</p> <p>それは、日本維新の会の政策である「維新八策」への期待感だと思います。</p> <p>新自由主義が標榜する「小さな政府・権力の集中」の観点から見れば、「首相の公選制」は首相が国会から自立して権力を振るえるようにすることであり、参議院の廃止や衆議院の定数半減は少数意見の排除となります。</p> <p>現実に人口の少ない県への一人別枠方式が最高裁まで否定をされた今、衆議院定数の選挙区を150、全国比例90と仮定し、約1億2,000万人の人口で考えれば、選挙区で</p>	<p>(知事)</p> <p>高橋亨議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>最初に私の政治姿勢についてであります。私は、知事就任以来、道民の暮らしを守り、北海道の活性化を図るという責務を有する知事として、道政の推進に当たってはこれまで、常に道民の皆様、そして本道の将来にとって何が大切かという視点に立って、様々なお立場の方々のご理解、ご協力をいただきながら、道民本意の道政を進めてまいったところでもあります。</p> <p>今後においても、こうした基本姿勢のもと、一党一派に偏することなく、様々なお立場の方々のご意見に真摯に耳を傾け、道民の皆様方の信頼に応える道政の推進に全力で取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に日本維新の会についてであります。新たな政党として結成される日本維新の会においては、橋下大阪市長が、市長の職に留まりながら、代表を務めるとされており、様々な課題があるのではないかと考えますが、いずれにいたしましても、政党としての方針に基づいて取り込まれるものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に維新の会の政策についてであります。新党の綱領として取りまとめられた維新八策には、これまで道としても取り組んできた「道州制」や「条例上書き権」が掲げられている一方、「TPPへの参加、FTAの拡大」といった受け入れられない事項が含まれているほか、現段階では、具体的な内容が明らかでないものや、国民的な議論が必要な項目もあるのではないかと考えております。</p>

質 問	答 弁
<p>は約80万人に一人の議員となり、山梨、佐賀、福井の各県はギリギリ、徳島、高知、島根、鳥取など各県は一人も国会議員を出せなくなってしまうことになり、隣の県と合区しなければなりません。</p> <p>また、維新の会の道州制は府県の廃止で、地方都市や過疎地の切り捨てになる危惧があり、地方交付税の廃止ではいろいろ議論がありましたけれど交付団体や、大都市部だけが潤うこととなりますが、「自立・競争・自己責任」を新党の理念とする日本維新の会の政策に期待する知事のお考えをお聞かせください。</p> <p>二 HACについて</p> <p>(一) 6月～8月までの(繁忙期)の推移について</p> <p>新再生HACが始動してから一番の収入時期となる夏場が過ぎようとしています。それでも、欠航が解消されたわけではなく厳しい運航が続いていると思います。本日も機体の不都合が起こり8便が欠航されているようですが、この度の新再生計画の内8月までの分は、計画どおりクリアされたのか伺います。</p> <p>(二) 今後の推計について</p> <p>次に、今日までの計画進行状況の検証を経て、これから以降の経営の見通しについて伺います。</p> <p>(三) 運航乗務員の離職について</p> <p>次に、HACの運航乗務員の中には、他社へくから替えるために退職された方がおり、今後も退職を検討される方がおられるようです。これは、HACの運航乗務員・整備士の賃金が他社に比較して、かなり低いことに原因があるようで、情報によりますと、HACの機長が60万円、副操縦士が40万円、整備士が40万円とお聞きしますが、これは、機長と比較しますと、2大航空会社の約半額で、LCCと比較しても約三分の二程度となっていますし、副操縦士も機長同様に他社より低い賃金、整備士も他社の三分の二の賃金のようなようです。これまで退職されたキャビンアテンダントの数、機長、副操縦士の数ほどの程度となっているのかお聞きします。</p> <p>また、今後退職を予定されている方や検討をされている方はどの程度おられるのかお聞きすると共に退職の原因をどのように分析し、運航乗務員をどのように確保されるのか伺います。</p>	<p>(建設部長)</p> <p>HACに関し始めに、修正事業計画の進捗状況についてでございますが、HACにおきましては、道が、第三者機関の実態調査に基づき、HAC経営検討委員会でとりまとめた経営改革案を踏まえ、本年7月に、修正事業計画を策定したところでございます。</p> <p>道といたしましては、経営状況を把握するため、毎月の収支や資金の状況に加え、HAC経営検討委員会において経営監視の指標としております就航率、利用率及び旅客収入の状況を確認しているところでございます。</p> <p>7月以降の収支や資金の状況につきましては、修正事業計画に達しているところでございまして、また、経営監視の指標としております就航率、利用率、旅客収入につきましては、それぞれ、計画どおり、または、若干のマイナスで推移しておりまして、全体としては、概ね事業計画に近い経営状況と考えているところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>今後の経営見通しについてであります。HACにおいては、ビジネス需要の回復や新規需要の獲得に向けた営業活動を展開するほか旅客収入以外の営業収入の確保を図るなど、本年7月に策定した修正事業計画の達成に向け事業を執行をいたしているところであり、全体としては、概ね事業計画に近い経営の状況であると認識をいたしております。</p> <p>今後とも、新社長の強いリーダーシップのもと全社一丸となって、何よりも安全で安定した運航を実現をし、利用者の皆様方の信頼回復と利用促進にしっかりと取り組むことにより、経営改善を着実に進めていくことができるものと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に運航乗務員の状況についてでございますが、HACにおける過去3年間の運航乗務員などの退職は、機長につきましては、自己都合及びJALへの復帰により6名、キャビンアテンダントにつきましては、自己都合により3名となっております。</p> <p>自己都合による退職につきましては、その理由が個人の情報となりますことから、道といたしましては、その理由を承知してないところでございます。 今後は、平成26年度に、機長1名が定年退職となる予定でございますが、機長、副操縦士につきましては、その職務で勤務できるまでには、時間を要しますことから、定年退職などによる減員を見越して、計画的に採用しようとしているところでございまして、また、キャビンアテンダントにつきましては、今年度中の退職予定を見込み、5名の採用を行ったところでございます。</p>

質 問	答 弁
<p>三 医療と介護について</p> <p>(一) 臨床研修医の確保対策について</p> <p>平成24年度の道内の臨床研修病院全体での研修医の採用人数は、前年度比6人増の264人となっており、そのうち道内の三医大の合計は17人増の97人となり、若干改善傾向にありますが、卒後臨床研修制度がスタートした平成16年度的全採用人数は315人、そのうち三医大の合計は211人であり、これを比較すると特に大学病院では大幅に減少しているわけで、地域からの医師派遣の要請に十分応えられない現状にあると思います。</p> <p>道においては、これまで、研修医の確保のため、様々な手だてを講じていることは承知しているにしても、医師不足が深刻な本道において、大学病院に一定数の臨床研修医を確保するため、さらなる対策を講じる必要があると考えますが、所見をお聞きいたします。</p> <p>(二) 高齢者介護、看護について</p> <p>1 訪問看護、訪問リハビリ未実施地区対策について</p> <p>知事は「道内どこに住んでも、必要なサービスを受けることが出来るように取り組む」とお話されています。しかし、それは大きな理想であり、現実的には、道内における高齢者サービスは、必ずしも一律ではないことは自明であります。とりわけ医療に係わる在宅の訪問看護、訪問リハビリテーション等については未だに多くの空白地帯があるのが実態です。</p> <p>病院や施設から在宅に移行しても、これらのサービスを受けることが出来なければ、すぐにリハビリ前の症状に戻ることは、推して知るべしであります。</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーションサービス空白地帯の解消への取り組みについてお伺いをいたします。</p> <p>2 介護人材の需給見通しについて</p> <p>介護職場は離職率が高い状況にあることは知られていますが、道内の介護職場のアンケート調査では、離職率が16.4%で、その内1年未満の方が37.4%、1年以上3年未満の方が34.8%となっており、全国的にも同様の調査結果となっています。</p> <p>介護はマンパワー主体の事業であることはその論をまちませんが、道内の介護人材の需給状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。</p> <p>3 介護人材の養成確保について</p> <p>介護人材については、地域的な偏在が有ると共に、福祉施設介護職員の給与が他の産業の職種と比較してかなり低い状況にあり、そのことが離職率が高くなる大きな原因であります。アンケート調査の結果、介護職員の年収は平均で210</p>	<p>(保健福祉部長)</p> <p>臨床研修医の確保についてでございますが、道では、これまで、道内外の医学生に対する道内の臨床研修病院を紹介する冊子の配布やこれらの病院における体験実習の実施、札幌をはじめ、東京や九州地区での合同プレゼンテーションの開催などを行ってきたところでございます。</p> <p>また、医学生や研修医に実施したアンケート調査の結果をもとに、医大や臨床研修病院に対して、相互の連携や研修プログラム、指導体制の充実などについて働きかけるなどいたしまして、道内全体の臨床研修医の確保に努めてきたところでございます。</p> <p>今後は、こうした取り組みに加えまして、地域枠医師のキャリア形成に繋がる研修プログラムの作成について医大と協議するなどいたしまして、一人でも多くの研修医が大学病院や地域の臨床研修病院に確保できますよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(保健福祉部長)</p> <p>訪問看護や訪問リハビリテーションについてでございますが、要介護者が在宅で安心して暮らしていくためには、様々な医療・介護サービスが必要に応じて提供されることが重要でございますが、本道におきましては、訪問看護や訪問リハビリテーションが提供されていない市町村があるところでございます。</p> <p>道といたしましては、本年度スタートいたしました第5期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」により、提供体制が整っていない地域におけるサービスの確保に向けた取組を進めることとしていただいております。</p> <p>今年度におきましては、保健医療福祉関係者、市町村職員等からなります検討会を開催し、市町村の現状や課題などについて調査を行い、サービス提供体制の確保に向けた検討をしております。今後、こうした検討を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(保健福祉部長)</p> <p>介護人材の需給見通しについてでございますが、道内の介護保険事業に従事する介護職員の有効求人倍率は、本年4月から7月におきまして1.12から1.17倍と各月とも求人数が求職者数を若干上回る状況で推移しているところでございます。</p> <p>また、高齢化の進行により介護職員の需要が高まっているところでありまして、本年3月に策定をいたしました「第5期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」におきましては、平成21年の介護保険事業に従事する介護職員数約6万6千人を基に、今後必要な介護職員を75歳以上人口の伸び率により推計してございまして、それによりまして、平成26年度には約7万8千人となり、新たに約1万2千人の介護職員を必要と見込んでいるところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>介護人材の養成・確保についてでございますが、道では、これまで、人材の確保として、介護福祉士等修学資金の貸付や福祉・介護の職場体験の実施を、また、就労促進として、福祉人材センター・バンクの運営や福祉・介護の職場ガイド</p>

質 問	答 弁
<p>万円程度であり、これではワーキングプアと同様の賃金体系であることから、介護有資格者の就職には、なかなかつながらにくいという現状があります。</p> <p>今後、高齢者人口が年々増加していく中、介護人材の養成・確保のために、とりわけその処遇について、これまでどのように取り組み、今後、どのように取り組んでいこうとお考えなのかお聞きをいたします。</p> <p>四 DVシェルターについて</p> <p>(一) DVシェルター運営への認識について</p> <p>現在、道内では8カ所のDVシェルターが、DV被害を受けられた方々の避難場所として活動しています。</p> <p>日常的に暴力などの虐待を受け、精神的にも肉体的にもボロボロの状況から脱出しようとする女性の一時保護から、その後の自立まで支える事業は児童相談所と同様に本来、行政が行うべき事業であり、それを民間が大変な財政難の中で行っていることについて、どのように認識されているのか、伺います。</p> <p>(二) これまでの道の取り組みについて</p> <p>民間のDVシェルターでは、相談から一時保護、精神的支援、転校手続き、住居、様々な行政手続き、就労等々、多岐にわたってフォローをしなければなりません。一時保護から自立までの支援に要する費用をどの程度と試算され、DVシェルターについてどのような支援を行ってこられたのか、伺います。</p> <p>(三) 潜在的対象者について</p> <p>DVについては、表面に現れない潜在的被害者がその数倍もあると言われていています。この潜在的被害者の対策をどのようにされてきたのか、伺います。</p> <p>(四) 一時保護委託事業への認識について</p>	<p>の実施を、さらには、離職防止や中堅層の人材養成として、キャリアパス形成を支援する研修会の開催などを行ってまいったところであります。</p> <p>高齢化や少子化の進行と相まって、介護人材の一層の不足が予測されることから、今後は、こうした取組を着実に推進するとともに、国に対し、介護従事者の処遇改善に係る財政措置について要望するなどして、介護人材の養成・確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>民間シェルターの認識に関してではありますが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の状況も多様であることから、その支援に当たっては、道及び市町村の相談窓口や警察署などの関係機関のほか民間シェルターとも連携をして対応に努めているところでございます。</p> <p>特に、DV被害者の一時保護につきましては、状況に合わせて柔軟で機動的な対応が必要でありますことから、道では、道立女性相談援助センターにおいて、道内8カ所の民間シェルターと3カ所の母子生活支援施設に一時保護を委託し、DV被害者に対する迅速な対応に努めているところでございます。</p> <p>これらの民間シェルターにおきましては、大変厳しい財政状況の中、相談から自立まで被害者の状況に応じたきめ細かな支援を行っていただいております。道の支援対策を補完して、しっかりと役割を担っていただいておりますと認識しております。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>民間シェルターに対するこれまでの支援についてでございますが、DV被害者の一時保護につきましては、日額単価などについて国の算定基準が定められており、道では、この基準による委託料のほか、相談業務に係る人件費や電話設置費の2分の1について補助を行っているところでございます。</p> <p>また、平成23年度から2年間につきましては、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用いたしまして、民間シェルターが行う外出時の付き添いや、就労支援などの自立支援活動に対する補助を行い、被害者の自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>潜在的被害者についてでございますが、道や市の相談窓口や道内19ヶ所の配偶者暴力相談支援センターなどで受け付けましたDVに係る相談件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成23年度には、全体で1万1千件あまりに達しているところでございますが、議員ご指摘のとおり、このほかにも相談に至らないケースが相当数あるものと推測されるところでございます。</p> <p>道ではこれまで、こうした方々に向けて、テレビやラジオのCMですとか、公共施設等へのポスターの掲示、さらには、相談窓口の連絡先を記載したカードを作成し、全道のコンビニエンスストアやスーパーマーケットに配置するなどして、周知を図ってきたところであり、今後ともDV被害に悩む方々が、一人でも少なくなるよう相談窓口の周知や相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p>

質 問	答 弁
<p>これまで、道内各シェルターで行われてきた委託事業である「緊急一時保護事業」は、相談者が入所する場合のみ支給される、いわゆる「出来高払い」となっています。</p> <p>一方、シェルターでは、いつ事案が発生しても対応できるように、常にスタッフを確保しておかなければならず、また、専門性を求められることからスキルアップも常に行わなければなりません。</p> <p>シェルターの苦しい財政では、不確定な出来高払いでスタッフを常駐させることは難しく、努力も限界に近くなっています。</p> <p>安定的な収入確保のためには、この出来高払いを定額制にすべきと思いますが、国との関係でハードルが高いとすれば、国への要望もお願いしますが、しかし、せめて運営に関わる道の支援を今より拡大すべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>五 電気事業と新エネルギー推進について</p> <p>(一) 今夏の電気需要予測と結果について</p> <p>「大山鳴動、ねずみ一匹」という言葉が適切かどうか分かりませんが、道民の節電協力の下、北海道では、計画停電も無くこの夏が過ぎようとしています。</p> <p>日々、新聞に掲載されます「でんき予報」を見ますと、当初、北電が電力供給計画として示された数字以上の供給量が毎日確保され、北電の危ない危ないというオオカミ少年の喧伝や、それらに立って公表された曖昧な数字、そして、そのことに振り回されていた道への信頼も残念ながら著しく低下をしてしまいました。</p> <p>北電は、一昨年並みの猛暑を想定した場合、電力の最大需要は506万kWとなり、それに対する電力供給は474万kWで、32万kWの不足が生じると公表していましたが、先般取り寄せた資料によると、7月実績で電力需要は平均405.8万kWで予備電力は80.4万kW、予備率は16.5%、8月の平均電力需要は420万kWで予備力は76.6万kW、予備率は15.4%という結果でした。</p> <p>今般の節電については、道も主体となってお願いをしましたが、一方、北電の公表する数字にも翻弄されたものと思います。道の北電に対する信頼感も含めて今回の電気需要とその結果についての見解を伺います。</p> <p>(二) 道内で計画されている新エネ事業計画について</p> <p>クリーンエネルギーとして再生エネルギーの必要性が叫ばれています。</p> <p>北海道はそのポテンシャルが全国的に高く、地域として大いに期待されており、全国の企業などが太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなどの計画を発表し、先般、北海道経済産業局からその内容について発表がありましたし、メガソーラーについての質問もありましたが、今回認定をされなかったその他の発電も含め、計画全体の内訳と総量をどのように把握し、また、それらの再生可能エネルギー発電の実現のために、どのような支援を行っているのか伺います。</p>	<p>民間シェルターへの支援についてであります。DV被害者の支援に当たっては、今後とも、道及び市町村などの行政機関と民間シェルターを運営する団体等がお互いに補完し合いながら効果的に連携していくことが必要であると認識しております。</p> <p>道では、これまでも他の都府県と共同でDV被害者の自立支援や一時保護を委託するに当たって、委託先に対する継続的な支援が可能となるよう必要な施策を国に要望してまいったところでありますが、今後においても、様々な機会を捉えて要望活動を行っていくとともに、道としても、道内の民間シェルターについて、運営の状況を良くお聞きしながら、実施する事業の支援などに取り組んでまいります。</p> <p>(経済部長)</p> <p>この夏の節電の結果などについてであります。この夏の電力需給対策につきましては、5月の段階で、国が各電力会社の需給見通しを検証する際、あらかじめ確実に見込むことができるもののみを供給力として算定することとし、これを基礎に節電目標が設定されたものであります。</p> <p>その後、北電におきましては、移動発電機車の設置や、自家発電からの購入の拡大、火力発電所の地元との協定の緩和による増出力、さらには、卸電力取引市場からの調達など、供給力の積み増しに最大限努めたところであり、道民や企業の皆様の節電へのご理解とご協力と相まって、計画停電を回避し、厳しい需給状況に対応できたものと認識をしております。</p> <p>この冬に向けましては、国や北電に対し、この夏の取組や一日中高い需要が続くといった冬場の特徴も踏まえ、信頼性の高い正確な需給見通しを示すよう、強く求めているところであります。</p> <p>(経済部長)</p> <p>新エネルギーの導入促進についてであります。道では、これまで毎年度、新エネルギー導入の実績把握に努めておりますが、固定価格買取制度の創設を契機に、太陽光や風力を中心に導入の動きが活発化しているほか、バイオマスや地熱など、さまざまな構想が提唱されております。</p> <p>この1年間に報道された範囲内で申し上げますと、メガソーラーは38件、約20万kW、風力発電、12件、約47万kW、中小水力発電、4件、約4万kW、地熱発電、6件、約43万kW、バイオマス発電、5件、約7万kW、これらを合計すると約121万kWとなっておりますが、その熟度や実現可能性などから、正確な数値を見通すことは、なかなか難しい面もありますことから、今後、市町村等の協力を得て、事業者の動きを定期的に把握してまいる考えであります。</p> <p>また、構想の実現に向けましては、企業局と連携したアドバイザーの派遣や産学連携による研究開発への支援、さらには、一村一エネ事業による事業化への支援に加え、今年度、産業振興条例による助成制度の創設や融資制度を拡充するなど、相談から事業化まで、取組の熟度に応じた、きめ細かな支援に努めているところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三)「北海道再生可能エネルギー振興機構」について</p> <p>再生可能エネルギーは平成16年から6年間、国際的に見ても10倍以上の投資額となっており、平成22年度単年度だけでも、約16兆8,800億円にもなっています。</p> <p>翻って、北海道のポテンシャル、そして、7月に「固定価格買取制度」がスタートし、その条件が揃ったにも関わらず、先日と同僚の北口議員も指摘しておりましたが、北海道内の企業が具体的に活動するペースは必ずしも整備されておりません。</p> <p>そうした中、5月に再生可能エネルギーを利用した発電所建設を行う企業と道内関連会社との連携や、道内企業の参入促進を目指し、道や道内自治体、民間企業が連携する「北海道再生可能エネルギー振興機構」を発足させようと準備会ができ、道内企業や多くの自治体にも呼びかけ、半数以上の自治体も参加されるようですが、道が参加に難色を示しているとのことで、この機構の発足が遅れているとお聞きいたします。</p> <p>この機構に対する道の見解をお聞きいたします。</p> <p>六 大間原発の建設再開等について</p> <p>(一) 大間原発建設容認発言について</p> <p>枝野経産大臣が、青森県知事に対し、大間原発建設容認の見解を示し、藤村官房長官が記者会見で同様の答弁をされました。</p> <p>今後は、新設された原子力規制委員会がその安全に対しての見解を示し、規制委員会が判断することになるのか、政府が判断することになるのか定かではありませんが、いずれにしても、今回の国の見解に対し、知事は「道民理解が得られるまで、建設再開を行わないよう求める」とし、「電源開発の担当者から直接話を聞き、納得できる説明が得られるか確認したい」と、そのお考えを示されました。</p> <p>改めて、道民理解とは誰がどのような意思表示を行ったことで確認されるのか、少なくとも当該地である道南の方々、とりわけ函館市、北斗市、七飯町の意見は大変重要で重みを持つものと思いますが、道民理解の確認手法も含めてお考えを示していただきたいと思っております。</p> <p>(二) UPZの法制化について</p> <p>これまで建設容認などについて、EPZ圏内の自治体については、その法的な根拠はありませんでしたし、再稼働にあたって関係自治体の意見を聞くという、単なる手続き上の位置づけでしかありませんでした。</p> <p>しかし、これまでの原子力安全・保安院や政府は、建設や再稼働に対し、関係自治体の容認を一つの担保として様々な言い訳にも利用してきましたし、都合が悪くなると一方で、国や原発関係組織は、関係自治体の容認は法的に必要ないとも言っていました。</p> <p>今回のUPZについても、範囲は広がったにせよ、今まで同様に建設や再稼働に対し、自治体が関与できるという法的拘束力はなく、いくらUPZ圏内にあったとしても、事故の発生を想定した安全協定締結以外、建設や再稼働に対しての意見表示が拘束力を持つことはまったくありません。</p> <p>そこで、「道南の方々と思いを同じくする」とされる知事は、建設や再稼働に対する法的拘束力を含むUPZの法制化についてどのような見解を持つのかお聞きします。</p>	<p>(知事)</p> <p>再生可能エネルギーに関するさまざまな動きについてであります。北海道再生可能エネルギー振興機構は、市町村や企業等への新エネ事業に関するコンサルティングの実施などを目的に、現在、事業計画や資金計画の検討など、設立準備が進められており、先般、エネルギー政策の動向などの勉強会が開催され、道からも施策に関する情報提供を行ったところであります。</p> <p>道内では、このほか、北海道町村会が新エネルギーを活かした地域振興等について協議する委員会を設置するなど、固定価格買取制度を契機にさまざまな動きが見られるところであり、道といたしましては、こうした活動が地域特性に応じた新エネルギーの導入の具体化につながることを期待をし、各地域における導入状況や道の支援施策、国の動向等の情報提供を行うなどして、その活動を促進してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>大間原発についてであります。道といたしましては、従来から、建設を中断している大間原発の工事再開の可否については、我が国のエネルギー政策における同原発の位置付けや必要性、さらには、安全性について、国や事業者において、道民の皆様が納得できるような説明がなされることが前提であると申し上げて来たところであります。</p> <p>道といたしましては、この度の国の「革新的エネルギー・環境戦略」をめぐる一連の動きを受け、まずは事業者である電源開発から、現時点における会社としての考え方を事務レベルにおいて確認する必要があると考えており、できるだけ早く、この週内にも、道にお越しいただき、道民の皆様にも理解できるような形で、説明していただくよう申し入れしているところでございます。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>原子力発電所に係る自治体の関与についてでございますが、原子力発電所の安全確保については、新たに設置された独立性の高い原子力規制委員会が、何よりも、国民の安全安心を最優先に、その専門的知見に基づき、中立公正な立場で、取り組むべきものと考えておりますが、この度の原子力規制委員会設置法の附帯意見におきまして、原子力事業者、自治体等との情報共有を図るため連携協力体制の整備が求められているところでございまして、今後、国において、その主旨に沿った取り組みが進められるべきものと考えているところでございます。</p>